

島根県防災対策本部会議

【日 時】 令和5年12月27日（水） 10時10分～

【場 所】 島根県庁6階 講堂

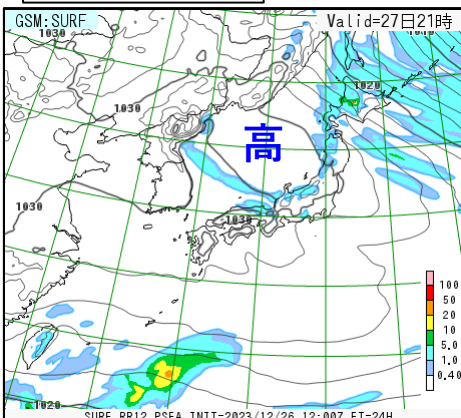
【次 第】

1. 年末年始の気象情報について（松江地方気象台）
2. 年末年始の対応等について
3. 知事指示事項

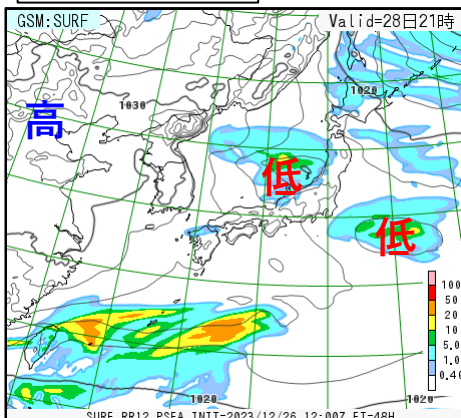
1. 年末年始の気象情報について

令和5年12月27日
松江地方気象台

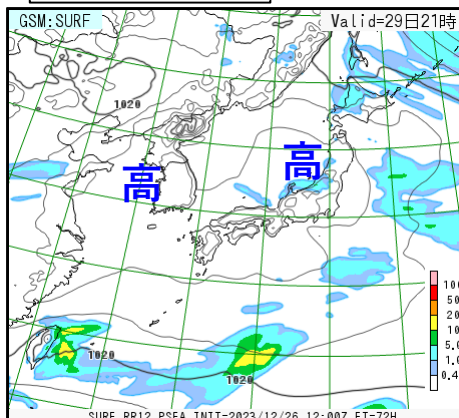
12月27日21時



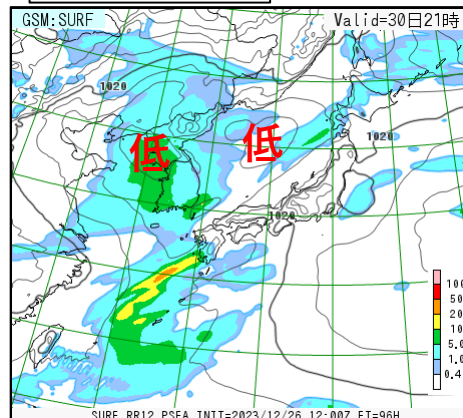
12月28日21時



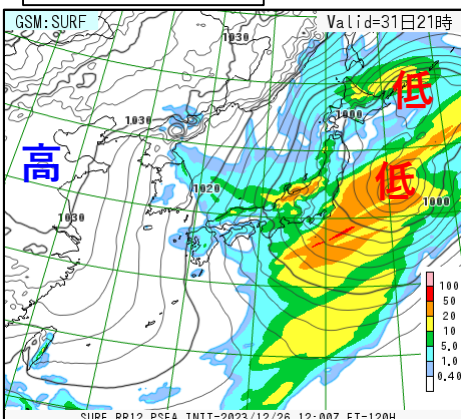
12月29日21時



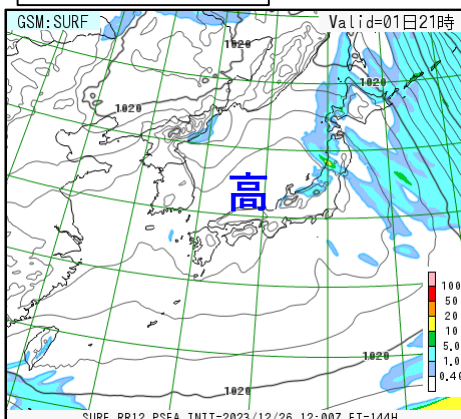
12月30日21時



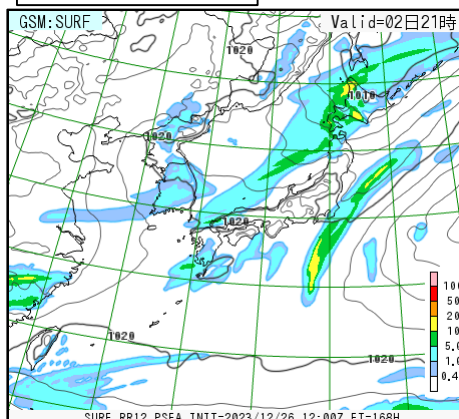
12月31日21時



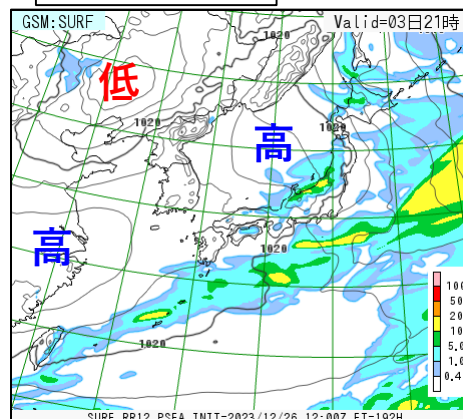
1月1日21時



1月2日21時



1月3日21時



※この図は数値予報の計算結果をそのまま画像化したものです。実際に発表する天気予報や気象情報等とは異なります。

- 31日は、低気圧が通過するため雨が降る見込みです。
- その後、1月1日にかけて一時的に冬型の気圧配置となり、雪や雨が降りますが、強い寒気の流入はなく、大雪の可能性は低い見込みです。
- 31日は、気圧の傾きが大きくなるため風が強まり、波が高くなるでしょう。（注意報級）

皇根県の天気予報（6日先まで）

2023年12月27日05時 松江地方気象台 発表

日付	今日 27日(水)	明日 28日(木)	明後日 29日(金)	30日(土)	31日(日)	01日(月)	02日(火)
皇根県	曇	曇時々晴	晴時々曇	晴時々曇	曇一時雨	曇一時雪か雨	晴時々曇
降水確率(%)	-/10/10/0	0/10/10/10	20	30	60	50	20
信頼度	-	-	A	C	B	C	B
松江 気温 (℃)	最高	12	13 (11~15)	15 (13~17)	12 (11~15)	10 (7~13)	13 (10~15)
	最低	-	5 (3~7)	2 (0~4)	6 (4~8)	5 (2~7)	3 (1~7)

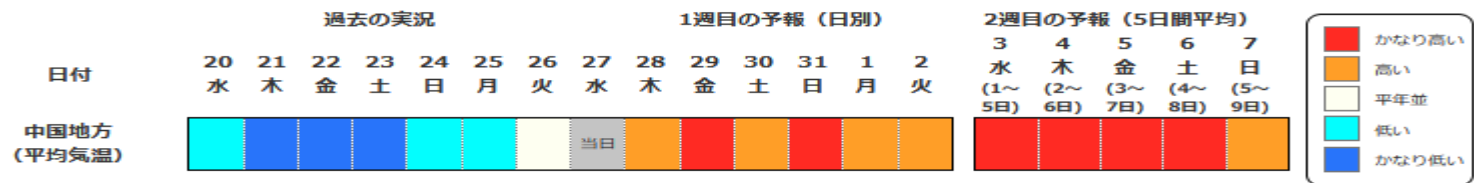
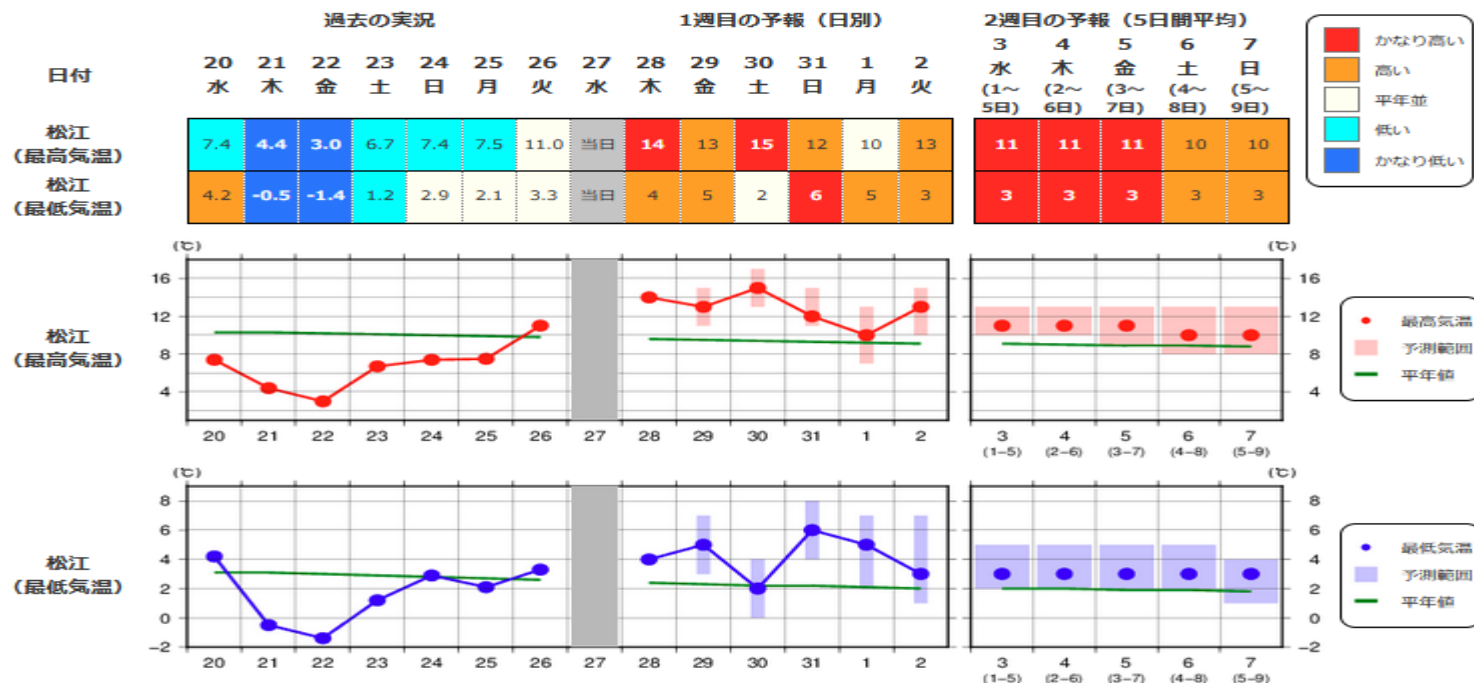
2週間気温予報

府県 **島根県** 表示

2023年12月27日5時更新

[松江](#) | [中国地方](#)

[印刷](#)



- 年末年始にかけて中国地方の平均気温は高く、かなり高い日もあるでしょう。
- 一時的に冬型の気圧配置となり、寒気が流入するため1月1日の最高気温は平年並みの見込みです。

大雪のおそれに応じて段階的に発表される気象情報と対応

参考資料

気象状況

14日前～6日前

大雪の数日～
約1日前
大雪の可能性が
高くなる

大雪の
半日～数時間前

大雪の数時間
～2時間程度前

大雪となる

雪の降り方が一層
激しくなり、記録的
な大雪のおそれがある

広い範囲で
数十年に一度の
大雪

気象庁の情報・対応

早期天候情報

大雪に関する早期天候情報＜冬季の日本海側＞
(その時期としては10年に1度程度しかおきかないような著しい降雪量となる可能性が高まっているときに注意を呼びかけ)

早期注意情報 (警報級の可能性)

大雪に関する気象情報
(概ねの対象地域や予想降雪量を示して、
大雪となる可能性を共有)

大雪注意報

大雪警報に切り替える
可能性が高い
大雪注意報

記者会見
(大雪により社会的に影響が大きいと予想
される場合に実施)

大雪に関する気象情報
(大雪に対する警戒を呼びかけ)

大雪警報

(大雪に対する一層の警戒を呼びかけ)

大雪に関する気象情報
(大雪に対する厳重な警戒
を呼びかけ)

降雪が大雪警報の基準を
大幅に上回る場合や、普段
雪の少ない地域で大雪警報
級の降雪が予想される場合

顕著な大雪に関する気象情報
(短時間の大雪に対する一層
の警戒を呼びかけ)

見出し文のみの短文形式情報

重大な災害の発生する可
能性が高まり、一層の警戒が必要
となるような短時間の大雪
となることが見込まれる場合

大雪特別警報

記者会見
(大雪に対する最大級の警戒を呼びかける
ために実施)

他機関との連携

大雪に対する緊急発表
(国交省と共同)

状況に応じ随時関係機関と
協議して報道対応など実施

大雪による被害



・鉄道の間引き運転
(少雪地)

・高速道路の通行止
・交通機関の運休

・立ち往生車両の発生
・農業用ハウスや簡易
的な建物の倒壊

・幹線道路の通行止
・孤立集落の発生

・大規模な交通渋滞

・住宅の倒壊



2. 年末年始の対応等について

1. 外来診療を行う医療機関等の対応

(1) 診療体制

市町村が運営する在宅当番医、休日診療所で対応

(県のホームページに以下の情報を掲載)

- ・ [在宅当番医、休日診療所等の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）](#)
- ・ 医療機関には電話をしてから受診願います。



(2) 相談体制

休日・夜間に子どもの急病等で受診すべきかどうかの相談については、「島根県子ども医療電話相談（＃８０００）」で対応

(県のホームページに以下の情報を掲載)

- ・ [「島根県子ども医療電話相談（＃８０００）」の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）](#)



発熱等症状のある方への受診先の案内、体調急変時の相談などは、「健康相談コールセンター」で対応

- ・ 「健康相談コールセンター」

開設時間：８：３０～２１：００ ※症状悪化など緊急の場合はこれ以外の時間も受付

2. 感染症対策等についての県民への呼びかけ

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されるため、年末年始に向けて、SNS配信・ホームページ掲載により、県民の皆様へ次のことに心がけるよう呼びかけ

- ・ 換気、手洗い、手指消毒、効果的な場面においてマスクを着用すること
 - ・ 高齢者の方と会う場合や大人数で集まる場合に感染予防を行うこと
 - ・ 発熱や風邪症状などの症状がある場合は、無理せず自宅で安静に過ごし、周囲にうつさないよう配慮すること
- ※発熱等の症状がある場合は、事前に電話をしてから医療機関を受診すること



3. 水道事業者等への対応

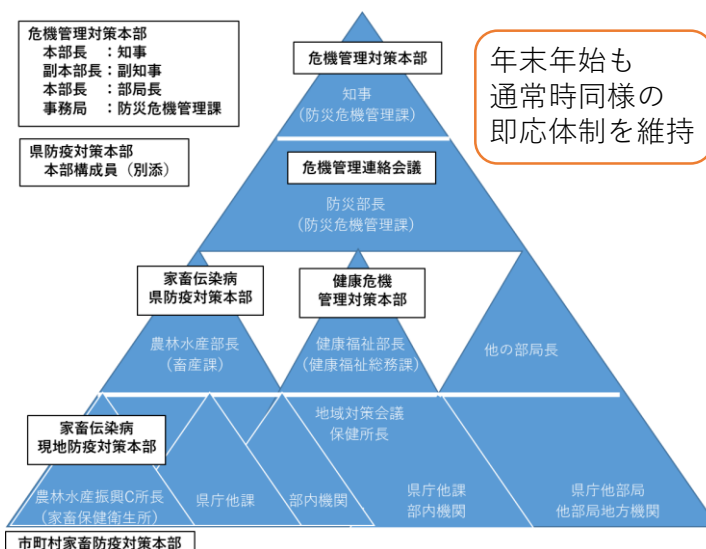
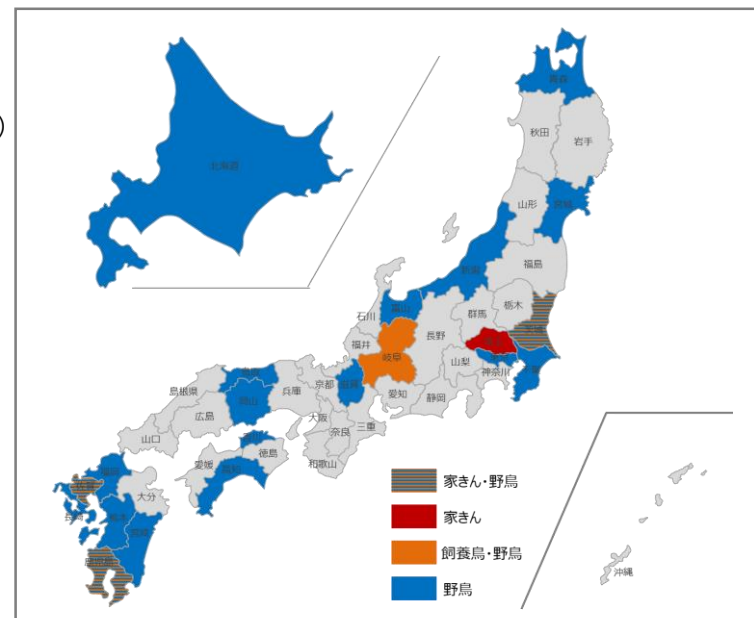
寒気による水道施設への被害や水道管凍結による断水、積雪等による停電等が発生する恐れがあるため、水道事業者等(29か所)に対し、水道施設の監視の強化、停電が発生した際の非常電源の確保方法の再確認など、注意喚起の文書を発出済

1. 国内での発生状況（12月25日時点）

- ・ 養鶏農場では、全国4県4事例で発生（約18万羽）
（昨年同時期には22道県48事例約691万羽）
- ・ 野鳥等では、20都道県（鳥取県、岡山県含む）77事例を検出
（昨年同時期には25道県151事例）

2. 県内養鶏場で発生した場合の対応

想定時間		対応
1日目	8:00	・ 異常鶏発生の通報（農場 ⇒ 家畜保健衛生所）
	10:00～	・ 家保による現地立入検査 ⇒ 臨床検査等 ⇒ 鳥インフル否定できない
	12:00～	・ 家畜病性鑑定室での精密検査 ⇒ 簡易キット検査 ⇒ 陽性（疑い事例発生）
	14:00	・ 農林水産部対策会議 他部局へ動員調整を依頼
	15:00	・ 危機管理担当者会議 ・ 防疫対策本部会議開催プレス
	16:00	・ 島根県防疫対策本部会議
	21:30	⇒ PCR検査 ⇒ 陽性 ・ 疑似患畜判定
	23:00	・ 島根県危機管理対策本部会議
2日目	0:00～	・ 農林水産部職員動員
	3:00～	・ 殺処分開始
	8:00～	・ 他部局職員動員





観光客の満足度の向上と地元住民の生活道の確保のため、大社交通渋滞対策実行委員会が下記の取組を行います。

1. 実施主体

大社交通渋滞対策実行委員会（事務局：出雲市観光交流部観光課）

2. 実施期間

令和5年12月31日（日）

令和6年 1月 1日（月・祝）、2日（火）、3日（水）

3. 対策の概要

対 策	内 容
① 交通規制等	12月31日22:00～1月1日4:00 1月 1日～3日 各日9:00～16:00 宮内交差点での通行規制（南進禁止）等 主要交差点及び出雲大社周辺駐車場への警備員配置
② 無料シャトルバス運行	浜山公園⇔ご縁広場 運行日 : 1月1日、2日、3日 運行時間：10:00～17:00（20分間隔） 浜山公園第一駐車場：400台
③ 出雲大社周辺無料駐車場の確保	一般車両（民地借上等含む）駐車場 出雲大社周辺 約2,000台 ※1月1日～3日は、大社小学校を臨時駐車場として借上利用
④ 団体バスコントロール	出雲大社外苑駐車場のバス駐車レーンに限りがあるため、団体バス予約システムによる管理及び現地バスコントロールスタッフによる待機場所への回送 予約が必要な日 1月1日



対 策	内 容		
⑤ 一畑電車を利用した パーク&ライドの促進	雲州平田駅⇄出雲大社前駅 雲州平田駅周辺 パーク&ライド 無料駐車場 340台 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 市役所平田行政センター 30台 雲州平田駅西側駐車場 50台 平田図書館 60台 平田文化館 200台 </td> </tr> </table>	{	市役所平田行政センター 30台 雲州平田駅西側駐車場 50台 平田図書館 60台 平田文化館 200台
{	市役所平田行政センター 30台 雲州平田駅西側駐車場 50台 平田図書館 60台 平田文化館 200台		
⑥ 案内看板設置	・出雲大社周辺、シャトルバス駐車場への誘導看板の設置 ・松江方面から雲州平田駅周辺無料駐車場への誘導看板の設置		
⑦ 情報発信	交通案内チラシを配付 [県内] 12月広報いずも折込 観光施設、道の駅、宿泊施設、レンタカー会社等、高速道路(山陰道・松江道)S A・P A [県外] 高速道路(米子道等)P A、道の駅 県、出雲市、出雲観光協会等のホームページに交通案内を掲載 出雲大社周辺の渋滞・駐車場空状況の情報提供(1時間毎更新) https://www.taisha-jutai.com/ 12月31日22:00～1月1日3:00 1月 1日～3日 各日9:00～17:00  出雲大社(神門通り)の状況(ライブカメラ) 出雲大社の参道「神門通り」の現在の状況を静止画で配信しています。  2019/04/19 08:43:32		



島根県

令和6年正月における大社地域の交通渋滞対策

商工労働部

令和6年 **初詣**

出雲大社周辺 交通規制図

渋滞 状況・**駐車場** **満空** 状況が **今すぐ確認出来る!!**

車の方必見

**出雲大社周辺
渋滞・駐車場
情報提供サイト**

情報提供期間
12/31~1/1
22:00~3:00
1/1~1/3
9:00~17:00



スマートフォン
タブレットから



大社 渋滞

<http://www.taisha-jutai.com/>

12月31日 22:00 ~ 1月1日 4:00



出雲大社周辺は渋滞が予想されます。

初詣は公共交通機関 **電車・バス** を
利用しましょう。 **一畑電車・路線バスの時刻表はナカ面を**

お問い合わせ

大社交通渋滞対策
実行委員会事務局 TEL (0853) 21-6588

安全確保のため、ご理解ご協力をよろしくお願いします。
大社交通渋滞対策実行委員会・出雲警察署

1月1日 ~ 1月3日 9:00 ~ 16:00





島根県

令和6年正月における大社地域の交通渋滞対策

商工労働部

初詣は公共交通機関を利用しましょう



一畑電車

正月二が日 抜粋時刻表

1月1日～3日 松江・出雲 ⇒ 大社 方面

松江しんじ湖温泉 ⇒ 川跡

松江しんじ湖温泉	雲州平田	川跡(着)
7:10		7:19
7:15	7:53	8:03
7:58	8:36	8:46
8:41	9:19	9:29
9:24	10:02	10:12
10:07	10:45	10:55
急 10:33	11:06	11:11
10:50	11:28	11:38
11:33	12:11	12:21
12:16	12:54	13:04
12:58	13:37	13:47
13:42	14:20	14:30
14:25	15:03	15:13
15:08	15:46	15:56

電鉄出雲市 ⇒ 川跡

電鉄出雲市	川跡(着)
7:11	7:19
7:54	8:02
8:37	8:45
9:18	9:26
10:01	10:09
10:16	10:24
10:44	10:52
11:27	11:35
11:42	11:50
12:10	12:18
12:53	13:01
13:36	13:44
14:19	14:27
14:34	14:42
15:02	15:10
15:45	15:53
16:00	16:08

川跡 ⇒ 出雲大社前

川跡(発)	出雲大社前
7:22	7:33
8:05	8:16
8:48	8:59
9:31	9:42
10:14	10:25
10:26	10:38
10:57	11:08
急 11:12	11:20
11:40	11:51
11:52	12:04
12:23	12:34
13:06	13:17
13:49	14:00
14:31	14:42
14:44	14:56
15:15	15:26
15:58	16:09
16:10	16:22

1月1日～3日 大社 ⇒ 松江・出雲 方面

出雲大社前 ⇒ 川跡

出雲大社前	川跡(着)
9:15	9:26
9:58	10:09
10:41	10:52
11:24	11:35
12:07	12:18
12:37	12:49
12:50	13:01
急 13:20	13:28
13:33	13:44
14:03	14:15
14:16	14:27
14:59	15:10
15:29	15:41
15:42	15:53
16:25	16:36
16:55	17:07
17:08	17:19
17:52	18:03

川跡 ⇒ 松江しんじ湖温泉

川跡(発)	雲州平田	松江しんじ湖温泉
9:29	9:40	10:17
10:12	10:22	11:00
10:55	11:06	11:43
11:38	11:49	12:26
12:21	12:32	13:09
13:04	13:15	13:52
13:47	13:58	14:35
14:30	14:41	15:18
15:13	15:24	16:01
15:56	16:07	16:44
16:39	16:50	17:27
17:22	17:33	18:10
18:05	18:16	18:53

川跡 ⇒ 電鉄出雲市

川跡(発)	電鉄出雲市
9:32	9:41
10:15	10:24
10:58	11:07
11:41	11:50
12:24	12:33
12:52	13:01
13:07	13:16
13:32	13:43
13:50	13:59
14:18	14:27
14:33	14:42
15:16	15:25
15:44	15:53
15:59	16:08
16:42	16:51
17:10	17:19
17:25	17:34
18:06	18:15

▶全時間帯の時刻表は、一畑電車のホームページ【<https://www.ichibata.co.jp/railway/>】にてご確認ください。
▶急行列車は急行列車。途中停車駅にご注意ください。▶正月三が日の特別な時刻表です。

一畑電車

雲州平田駅からの乗車が便利

便利 車の渋滞の心配がない!!
一畑電車をご利用ください!!

雲州平田駅から
出雲大社前駅まで
約20分で到着!!

便利 雲州平田駅周辺に
約340台停められます!!

無料駐車場有

※積雪時には、駐車場がご利用できない場合がございます。あらかじめご了承ください。
※雲州平田駅西側駐車場を除いて1月3日までのご利用となります。
※雲州平田駅西側駐車場ご利用の方は、駐車券を持って駅へお越しください。きっぷの購入を確認のうえ、駐車券を無料化します。



【無料】シャトルバス

運行期間 1月1日～1月3日 10:00～17:00
※積雪時には、運行しない場合があります。

浜山公園 ⇄ ご縁広場 20分間隔
[カミアリーナ前] [吉兆館東]



体調不良や発熱(37.5℃以上)等の
症状がある方は乗車をご遠慮ください

路線バス
案内

JR出雲市駅

出雲大社(吉兆館前)

1月1日～3日

出雲市駅 ⇒ 吉兆館

出雲市駅	吉兆館
9:00 ▶	9:21
9:40 ▶	10:10
10:20 ▶	10:50
11:00 ▶	11:21
11:40 ▶	12:10
12:20 ▶	12:50
13:00 ▶	13:21
13:40 ▶	14:10
14:20 ▶	14:50
15:00 ▶	15:21

吉兆館 ⇒ 出雲市駅

吉兆館	出雲市駅
9:04 ▶	9:38
9:44 ▶	10:18
10:24 ▶	10:49
11:04 ▶	11:38
11:44 ▶	12:18
12:24 ▶	12:49
13:04 ▶	13:38
13:44 ▶	14:18
14:24 ▶	14:49
15:04 ▶	15:38
15:44 ▶	16:18



例年の対応として、土木部内の各機関（本庁及び地方機関）に、以下の対策を実施するよう指示

1. 工事現場の安全管理強化

- ・ 県発注の工事現場において、保安施設設置の徹底・確認等、安全管理の強化について受注者に指示
- ・ 特に、道路については、夜間事故の防止のため、連休までに赤色灯・保安灯の点検に重点を置いた夜間パトロールを実施

2. 県管理施設（指定管理含む）の安全管理強化

- ・ 道路については、路面や斜面等について、パトロールを強化し、危険箇所については、必要な措置を連休までに実施（穴ぼこの補修等）
- ・ 災害復旧事業における工事発注予定箇所等の危険が想定される箇所については、立ち入りを防止するなど必要な措置をとり、安全管理を強化
- ・ 親水護岸等の一般の利用が予想される施設については、事前に点検を行い、不具合等が見られる場合は、必要な措置を連休までに実施

3. 緊急連絡体制の確認

- ・ 公衆災害発生時など、緊急時に速やかな体制がとれるよう職員及び指定管理者、委託業者の緊急連絡体制の確認

4. 除雪態勢の強化

- ・ 気象・積雪の状況、道路交通状況等を速やかに把握し、迅速かつ適切な除雪活動が行えるよう、除雪等業務受注者や他の道路管理者等の関係機関と休日等の連絡体制の確認を指示



大雪のおそれがある場合は、「異常降雪を想定した行動計画」（除雪タイムライン）等に基づき、関係機関と連携して以下の対応を実施

1. 関係機関との情報共有

- ・ 島根県のほか、松江地方気象台、国土交通省、NEXCO西日本、市町村、警察で構成される「島根県冬期情報連絡本部関係者会議」（テレビ会議形式）において、気象情報や除雪状況、通行止め、車両滞留等に関する情報を随時共有

2. 関係機関と連携した除雪対応

- ・ 高速道路と直轄国道の予防的通行規制区間において、国土交通省やNEXCO西日本と連携し、車両の流入が予想される県道等の路線の除雪を早めに開始
- ・ 松江市街地において、交通量の多い主要な道路について、積雪の少ない段階で除雪作業に着手するよう除雪開始基準を見直し（松江市と連携）

3. 広報活動の強化

- ・ 状況により、X（旧ツイッター）やラジオ放送などにより、県民に対して「車での不要不急の外出自粛」を呼びかけ

4. その他

- ・ 例年の対応として、今月9日～15日の期間中に「冬タイヤの装着」や「チェーン携行」等と呼びかけるラジオCMの放送を実施済みであり、1月にはテレビCMを活用し、県民に対して「大雪時の車での不要不急の外出自粛」を求める予定



1. 風水害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1 県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く）	自動配備	自動配備 （大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	防災部、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備
	2 防災危機管理課長が必要と認めたとき	防災危機管理課長が決定し、配備する	—	防災部の指定された職員を配備
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、配備する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害警戒本部	1 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 （大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	風水害第1又は第2動員を配備※1
	2 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定する
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※災害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。

ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、災害警戒本部員へ通知する。



1. 風水害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	1 県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	2 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 (大雨警報等が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	3 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を設置し、かつ島根県が所管区域として告示されたとき	自動設置	自動設置	風水害第3動員を配備
	4 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定する
	5 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。
- 2 風水害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。
- 4 県水防本部の災害体制は、県水防計画の定めるところによる。



2. 雪害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1 県内の地域で大雪警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備	自動配備 (大雪警報が発表された市町村を所管する地区)	防災部、道路維持課及び地方機関の指定された職員を配備
雪害警戒本部	1 大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	雪害第1動員又は第2動員を配備※1
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※1 雪害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、雪害警戒本部員へ通知する。



2. 雪害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	1 大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合	1 自動設置	1 自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	雪害第3動員を配備
	2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合	2 知事が決定し、設置する 3 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4 警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	2 知事が決定し、指示する	雪害第3動員を配備
		—	3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4 緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

1 雪害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。

2 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。



3. 地震災害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
体制警戒	1 県内の地域で震度3の地震が観測されたとき	自動配備	配備なし	防災部の指定された職員を配備
災害警戒本部	1 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第1動員を配備 (本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第2動員を配備 (本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	3 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定し、指示する (本庁及び地区警戒本部が設置された地区)
災害対策本部	1 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第3動員を配備 (本庁及び震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定し、指示する

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 地区の区域及び隣接地区については、以下のとおり。
- 3 地震災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 4 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。



4. 津波体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第1動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第2動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
	2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき			津波災害第3動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 津波災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。